

就学先の検討にあたって

◆ 検査や医師の診断を受けましょう

就学先の検討にあたり、客観的に子どもの状態を表すものとして、専門の医師、または心理士等による診断書や、発達検査・知能検査の結果があるとよいでしょう。保護者や幼稚園・保育園の先生による行動観察記録も大事ですが、専門家から見てその子の障害がどの程度のものなのか、診断書や検査結果によって表されることで、必要な支援、教育の内容、相応しい環境を探すのに役立ちます。

就学相談の時点では、検査結果や診断書は必須ではありませんが、秋の就学支援委員会では必ず必要になります。1年以内のもの（入学や進学、措置替えの場合）を準備してください。 ※知的障害の場合、必要な検査結果は2年以内のもの。

◆ 学校を見学しましょう

就学予定先として考えている支援級や支援学校を見学しましょう。直接学校や教育委員会へ連絡し申し込みをしていただくか、在籍する施設に学校見学をしたい旨を相談しましょう。

学校見学の際には、学校との教育相談を行います。教育相談では子どもの障害や普段の様子を正しく伝えることが必要です。先生はその情報をもとに、学校としてどんな支援ができるか、情報を提供してくれます。

◆ 就学相談をしましょう

就学相談とは、就学に関する悩みを相談し、就学先を決定するための参考となるもので、保護者と子、教育委員会、通っている園や学校の先生たちによる話し合いの場です。

就学相談では、教育的視点や医学的視点から子どもの就学先を考えていきますが、まず第一に、子ども自身のため、子どもにもっとも適している教育環境を考えなければなりません。障害のある子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための生きる力を培うために、どのような教育が必要か、もっとも相応しい教育を受けるための環境はどこなのかを、話し合いの中で見つけていくものです。

就学先決定までの流れ

1 就学相談(希望者)

- ①日時 令和8年7月21日(火)～8月7日(金)(※7/29を除く)
令和8年8月18日(火)～8月19日(水)
平日のみ ①15:00～ ②16:00～
- ②提出書類 ・(様式1)教育相談申込票(在籍する園・学校にご提出ください)
・療育手帳等の写し、診断書、諸検査の検査結果等(持っている方)
※特別支援学校を検討される方は、必ず相談を受けてください。

2 就学支援委員会等での審議

○就学支援委員会・専門部会の開催 (10月6日、15日、21日)

就学支援委員会は、就学先としてどこが適しているかを審議し総合的に判断する委員会です。医師、小学校や支援学校の先生、特別支援の担当者や保健師などが、就学相談での様子や診断書、検査結果、在籍する施設や学校での行動観察記録等をもとに、その子にとってどの環境が適しているのかを審議します。

この委員会で「特別な支援が必要」と認められなければ、支援学級や支援学校に入ることは難しくなります。

〈提出書類〉 身体障害者手帳や療育手帳等の写し、診断書、諸検査の検査結果 等
(在籍する園・学校にご提出ください)

3 就学先の決定 最終決定：令和8年12月末

就学支援委員会の審議結果を踏まえて、園や学校の先生と保護者で今後の就学先について話し合い、最終的に保護者の承諾を得て就学先を決定します。

ただし、就学支援委員会の審議結果が「通常学級が適当」という判断の場合は、保護者が希望しても、特別支援学級へ入級することは難しいです。

就学支援委員会の判断と保護者の希望が食い違う際は、保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り、就学先を決めてまいります。

その子にとってのより良い選択はどこなのか、本人の希望はどこなのか、学校の支援体制が整えられるか、などを考慮・検討したうえで、再度就学相談を行う場合もあります。話し合いの結果をもとに、12月末頃までに教育委員会で就学先を決定します。